

令和7年度税制改正(案)と 保険税務の最新動向

2025.2.2

(株) 新日本保険新聞社

「保険税務のすべて」編集長

榊 原 正 則

TEL 06-6225-0550

FAX 06-6225-0551

〒550-0004

大阪市西区靱本町1-5-15 第二富士ビル6F

Eメール sakakibara@shinnihon-ins.co.jp

HP <https://www.shinnihon-ins.co.jp>

1. 令和7年度税制改正（案）の主なポイント

※令和7年度税制改正大綱により作成

	主な改正項目と概要	適用時期
個人所得課税	○物価上昇時の税負担の調整及び就業調整への対応（103万円の壁対応） ・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円とする。 ・ 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とする。 【特定親族特別控除（仮称）の創設】 ・ 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から控除額を控除する。 親族等の合計所得金額が85万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減し、合計所得金額が123万円を超えると消失する仕組みとする。 （※）控除額等については、所得税の場合のもの。	令和7年分以後の所得税について適用。 令和7年分以後の所得税、令和8年度分以後の住民税に適用 令和7年分以後の所得税、令和8年度分以後の住民税に適用
	○確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ ・ 第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。 ・ 第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げる。	—
	○NISAの利便性向上 ・ つみたて投資枠におけるETFの購入について、定額購入方式における最低取引単位を1,000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。 ・ NISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能とする。	—
	○子育て支援に関する政策税制 ・ 住宅ローン控除について、1年間の措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。 ・ 住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。	令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等に適用
	・ 生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における控除額を最高6万円（現行：最高4万円）に引き上げる。	平成8年分所得税について適用

法人課税	○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等 ・所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%（現行：15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を 2 年延長する。 ○中小企業経営強化税制の拡充等 ・特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が 7 % 以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）を追加するほか、所要の見直しを行う。 ○地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）の拡充等（所得税についても同様） ・特別償却率を 50% に、税額控除率を 5 % に、それぞれ引き上げる措置について、その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、指定業種に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること等の要件を満たす場合を加えるほか、所要の見直しを行う。 ○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長等 ・関係法令等が改正され、寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限を 3 年延長する。	適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長 適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長 適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年延長 適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年延長
資産課税	○事業承継税制における役員就任要件等の見直し ・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。 ・個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。 ○結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税の非課税措置の延長 ・直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。 ○物納許可限度額等の見直し ・相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする。	令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用 適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長 —
その他	○防衛特別法人税（仮称）の創設 ・法人税額に対し、税率 4 % の新たな付加税を課す。 ・課税標準となる法人税額から 500 万円を控除する。	令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

■個人所得課税

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応（国税）

（国 税）

（1）基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。
 - イ 合計所得金額が 2,350 万円以下である個人 58 万円
 - ロ 合計所得金額が 2,350 万円を超え 2,400 万円以下である個人 48 万円
 - ハ 合計所得金額が 2,400 万円を超え 2,450 万円以下である個人 32 万円
 - ニ 合計所得金額が 2,450 万円を超え 2,500 万円以下である個人 16 万円

現 行		改正案	
適用要件（合計所得金額）	控除額	適用要件（合計所得金額）	控除額
		2,350 万円以下	58 万円
2,400 万円以下	48 万円	2,350 万円を超え 2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円を超え 2,450 万円以下	32 万円	2,400 万円を超え 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円を超え 2,500 万円以下	16 万円	2,450 万円を超え 2,500 万円以下	16 万円

- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。
 - （注 1）上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。
 - （注 2）上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

（2）給与所得控除

- ① 給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。
 - （注）上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用。

（3）特定親族特別控除（仮称）

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円（給与収入 150 万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に通減する仕組みを導入する。

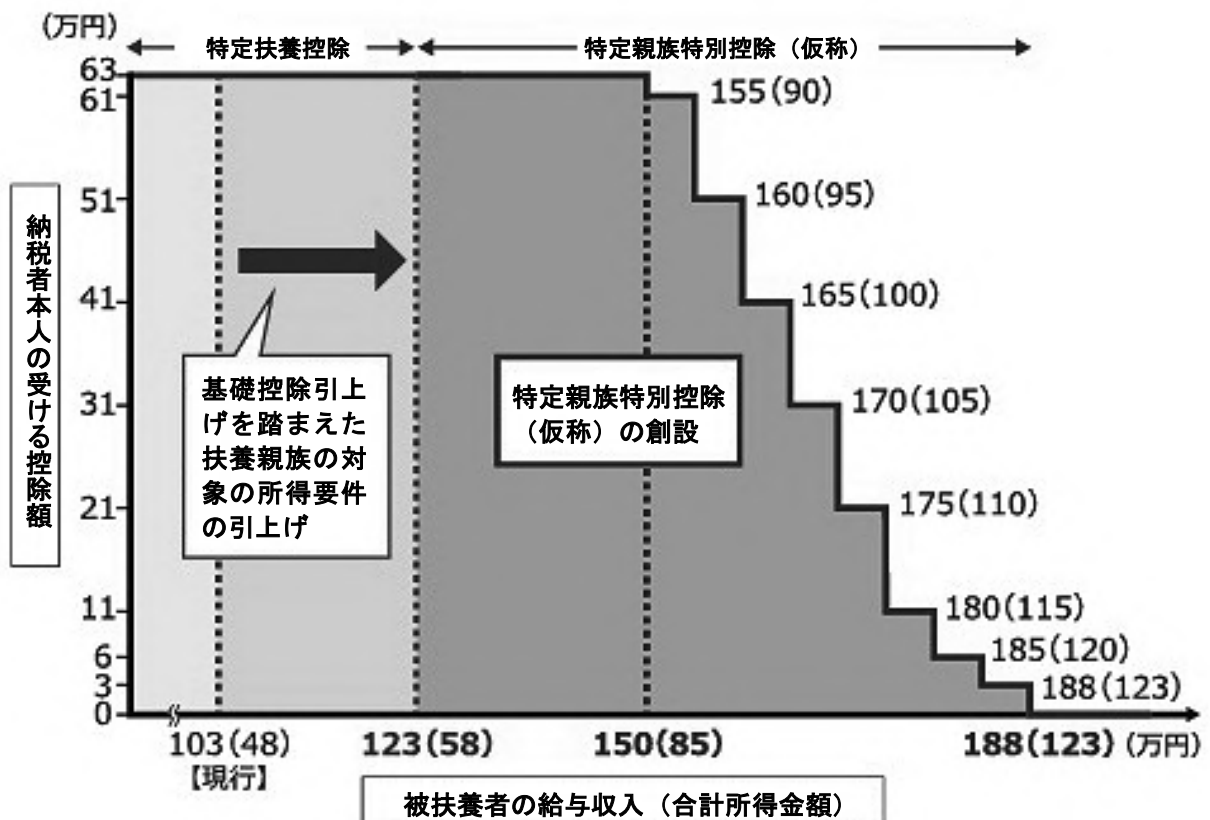
- ① 生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- ② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとする。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記①の改正は令和 7 年分以後の所得税について、上記②の改正は令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用する。なお、給与と所得者については令和 7 年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。



(4) 上記(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 65 万円（現行：55 万円）に引き上げる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用。

（地方税）

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。

(2) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次の控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控 除 額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- ② その他所要の措置を講ずる。

(3) 所得税における(2)から(4)までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。

（注）地方税については、基礎控除の改正は盛り込まれていない

2. 子育て支援に対する政策税制

(1) 生命保険料控除について、次の見直しを行う。

- ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8 年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算を次のとおりとする。

年間の新生命保険料	控 除 額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料 $\times 1/2 + 15,000$ 円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料 $\times 1/4 + 30,000$ 円
120,000 円超	一律 60,000 円

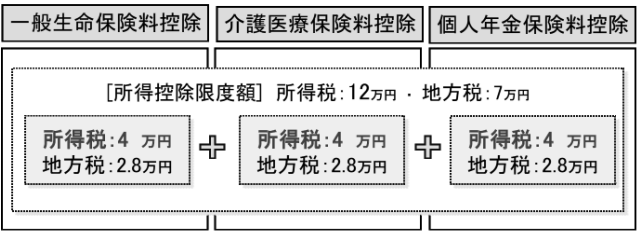
《参考》年齢 23 歳未満の扶養親族がない場合

年間の新生命保険料	控 除 額
20,000 円以下	新生命保険料の全額
20,000 円超 40,000 円以下	新生命保険料 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,000 円超 80,000 円以下	新生命保険料 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,000 円超	一律 40,000 円

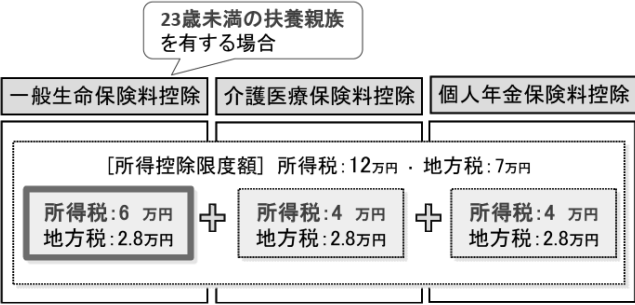
- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は 6 万円（現行：4 万円）とする。
- ③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しを行う。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は 12 万円とする（現行と同じ。）。

【現行】※2012年1月以降の契約について



【改正後】※令和8年の時限措置



（出典：金融庁「令和 7（2025）年度税制改正について」（2024.12）より）

【第一 基本的考え方】の記述

ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和 8 年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更しない。

一時払生命保険については、2 万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。

《参考》令和6年度与党税制改正大綱より

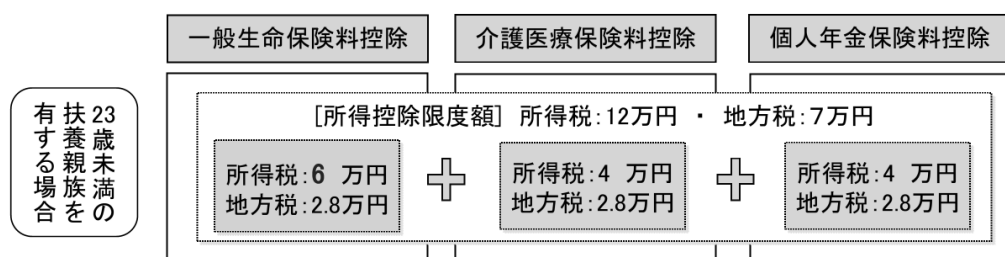
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- 遺族保障は、将来の遺族の生活費やこどもの教育費用への備えとして重要であり、また、人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要である。
- こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

令和6年度の与党税制改正大綱では、「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」において、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援に関する政策税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得るとしていた。

- ・所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。
- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。
- ・一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

【検討の方向性（イメージ）】



※また、一時払生命保険については、控除の適用対象から除外

（出典：金融庁「令和6（2024）年度税制改正について」より）

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

- ① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

（注1）「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。以下同じ。

（注2）「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

（注3）「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

（注4）上記について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

借入限度額		＜入居年＞				
		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
		1年間の控除額 ＝借入金額×0.7% ※限度額あり				
		今回改正内容				
	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※:5,000万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※:4,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※:4,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
		既存住宅	10年			
所得要件		2,000万円				
		今回改正内容				
床面積要件		50㎡ (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認:40㎡(所得要件:1,000万円))				
		50㎡ (新築の場合、40㎡(所得要件:1,000万円))				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

（出典：国土交通省「令和7年度税制改正概要」（2024.12）より）

(3) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずる。

- ① 特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	
省エネ基準適合住宅	

- ② 上記(2)②と同様の措置を講ずる。

(注) 上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

(注) 上記について、一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(地方税)

個人住民税について、所得税における(2)及び(3)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

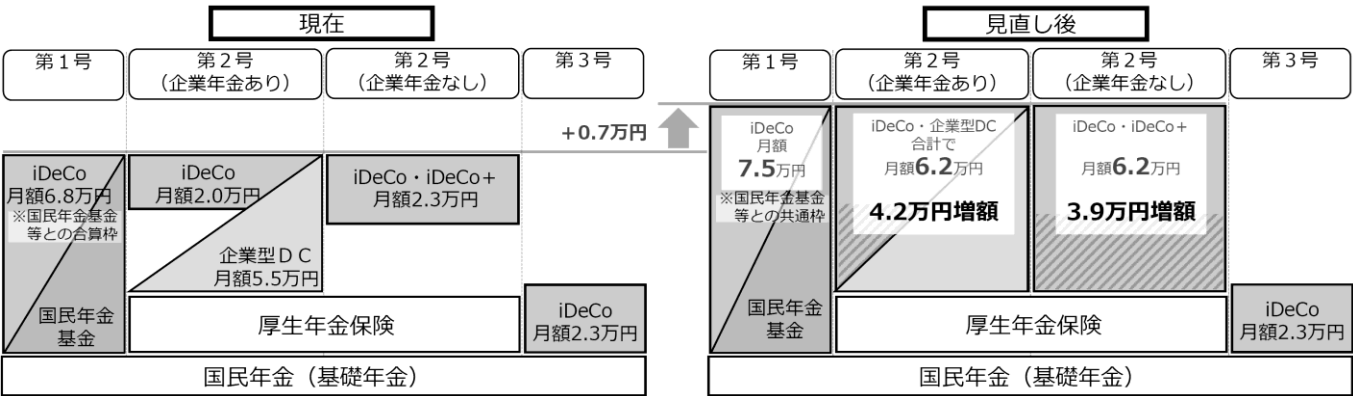
■確定拠出年金制度等の見直し

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

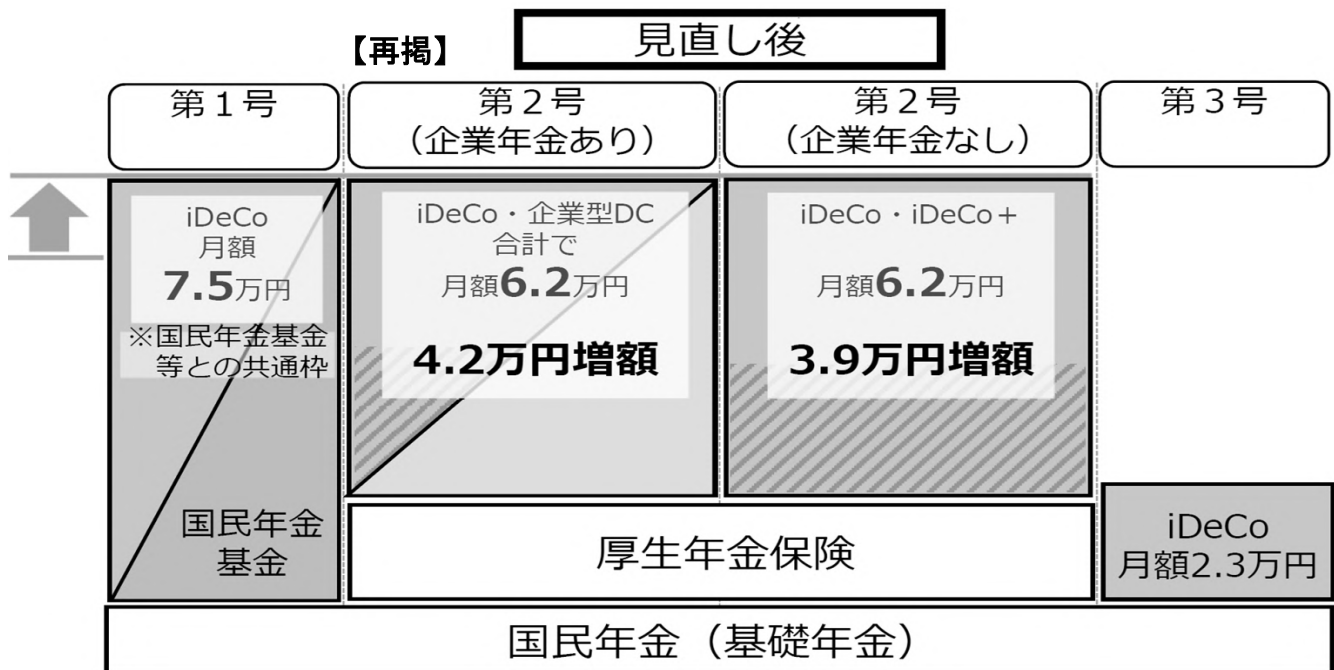
- 第2号被保険者の企業型DC（企業型確定拠出年金制度）の拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

iDeCoの拠出限度額（月額）

国民年金の加入状況		現 行	改正案
第1号被保険者		68,000 円 (国民年金基金等との合算枠)	75,000 円 (国民年金基金等との合算枠)
第2号被保険者等	①企業型DCのみに加入	55,000 円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額） ただし、2万円が上限。	62,000 円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額）
	②企業型DCとDB等の他制度に加入		
	③DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）		
	④企業型DCやDB等の他制度に未加入	23,000 円	62,000 円
第3号被保険者		23,000 円	23,000 円（変更なし）



（出典：厚生労働省「令和7年度 税制改正の概要」（2024.12）より）



iDeCo の概要

【給付】

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	・5年以上20年以下の有期年金 ・一時金 ・一時金と年金の組み合わせ	同左	一時金	一時金
受給要件等	原則60歳に到達した場合に受給することができる。 (60時点で確定拠出年金の通算加入者等期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢が段階的に引き延ばし) ・8年以上10年未満…61歳 ・6年以上8年未満…62歳 ・4年以上6年未満…63歳 ・2年以上4年未満…64歳 ・1年以上2年未満…65歳 ※60歳以降に初めて確定拠出年金に加入する場合は、加入した日から5年経過した日以降に受給可能	75歳に到達する前に傷病によって一定以上の傷病状態になった加入者等が、傷病の状態で一定期間（1年6か月）を経過した場合に受給できる	加入者等が死亡した場合に、その遺族が資産残高を受給することができる	一定の要件を満たした場合に受給することができる

【税制】

拠出時	・加入者が拠出した掛金：全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） ・iDeCo+を利用し事業主が拠出した掛金：全額損金算入
運用時	・運用益：運用中は非課税 ・積立金：特別法人税課税（現在、課税停止）
給付時	・年金：公的年金等に係る雑所得（公的年金等控除） ・一時金：退職所得（退職所得控除）

■退職所得控除の調整規定等の見直し

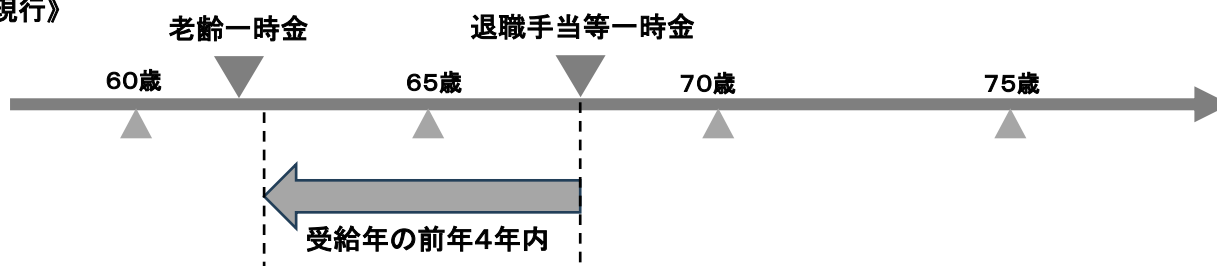
(1) 退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。）を除く。）の支払を受ける年の前年以前9年内（現行：4年内）に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする。

(2) 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年（現行：7年）とする。

（注）上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用する。

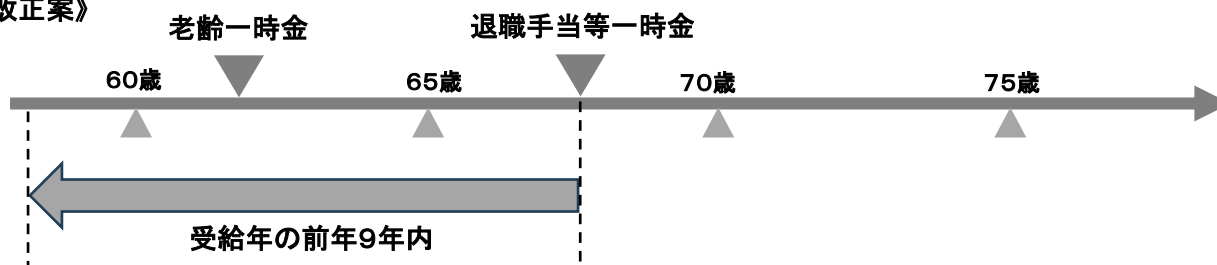
●勤続年数の重複排除

《現行》



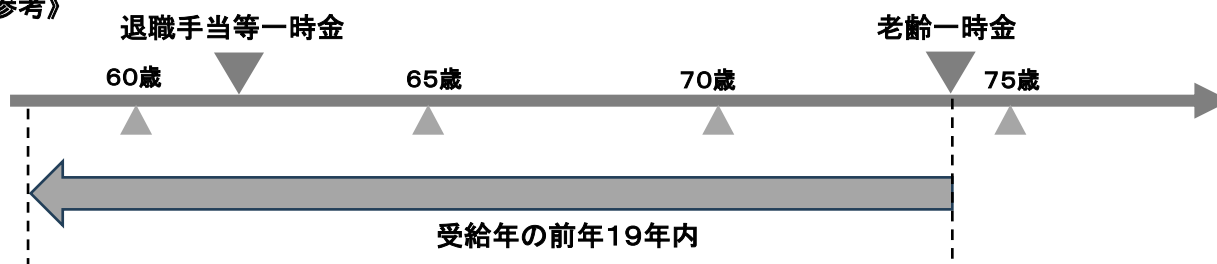
退職手当等一時金の支払いを受けた年の前年以前4年内に老齢一時金を受給していないから、退職手当等一時金は勤続年数の重複排除調整を行わず、いずれも退職所得控除を満額利用できる。

《改正案》



退職手当等一時金の支払いを受けた年の前年以前9年内に老齢一時金を受給しているので、退職手当等一時金については勤続年数の重複排除調整が行われ、退職所得控除を満額利用できない。

《参考》



老齢一時金を受給した年の前年以前19年内に退職手当等一時金の支払いを受けているので、老齢一時金については勤続年数の重複排除調整が行われ、退職所得控除を満額利用できない。

【改正の趣旨と背景】

退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内に他の退職手当等を受け取ったことがある場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数の重複を排除して計算を行い、また、確定拠出年金に係る老齢一時金を受け取った年の前年以前19年以内に他の退職手当等を受け取った場合にも、勤続年数の重複排除が適用される。定年の引き上げ等により、先に老齢一時金を受給し5年以上経過後、退職手当等を受け取るケースも増え、この場合、勤続年数の重複排除は適用されず、いずれも退職所得控除を満額利用することができる。

今回、課税の公平性の観点から、重複排除に係る調整期間を延長する。

●所得税法施行令第70条（退職所得控除額の計算の特例）

法第30条第6項第1号（退職所得）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第1号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

- 二 その年の前年以前4年内（その年に第72条第3項第7号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払を受ける場合には、19年以内。以下この号において同じ。）に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第69条第1項各号の規定により計算した期間の基礎となった勤続期間等（同項第3号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合 その重複している部分の期間を法第30条第3項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

●所得税法施行令第72条（退職手当等とみなす一時金）

法第31条第1号（退職手当等とみなす一時金）に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。

- 七 確定拠出年金法第4条第3項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第56条第3項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第28条第1号（給付の種類）（同法第73（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される一時金

■法人課税

●中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる。
- ② 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。

○当該税率を、令和9年3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

法人税の税率

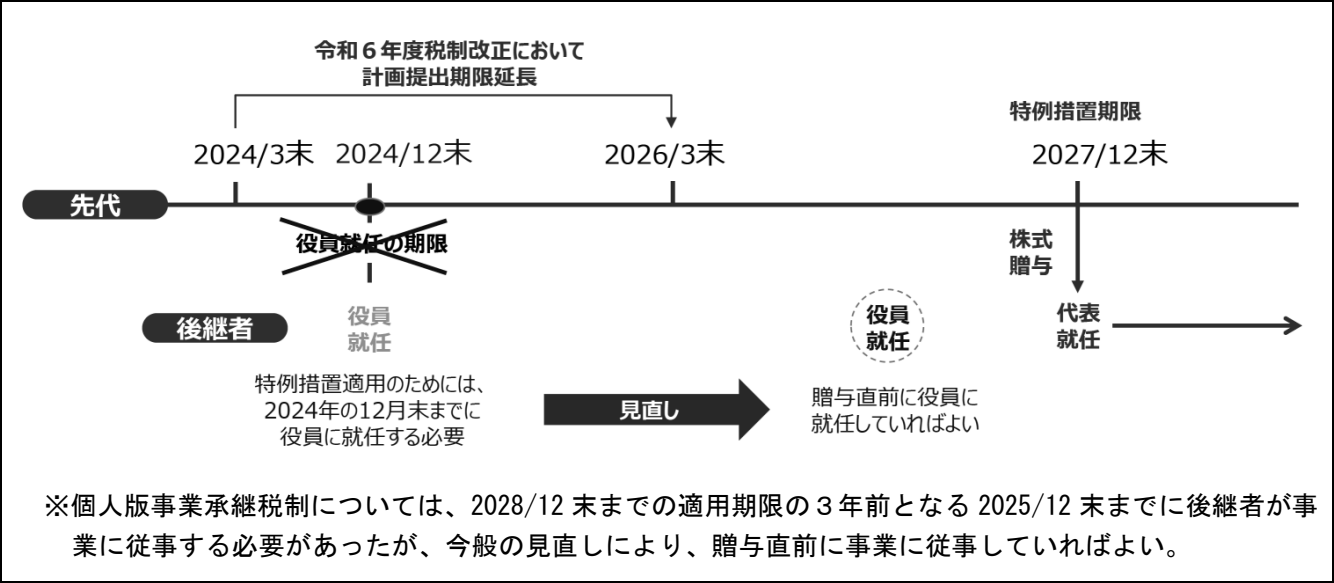
対 象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 （資本金1億円以下の法人）	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※所得10億円以下の中小法人の場合	19%	15%
	年800万円以下の所得金額※ 所得10億円超の中小法人の場合	19%	17%

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。

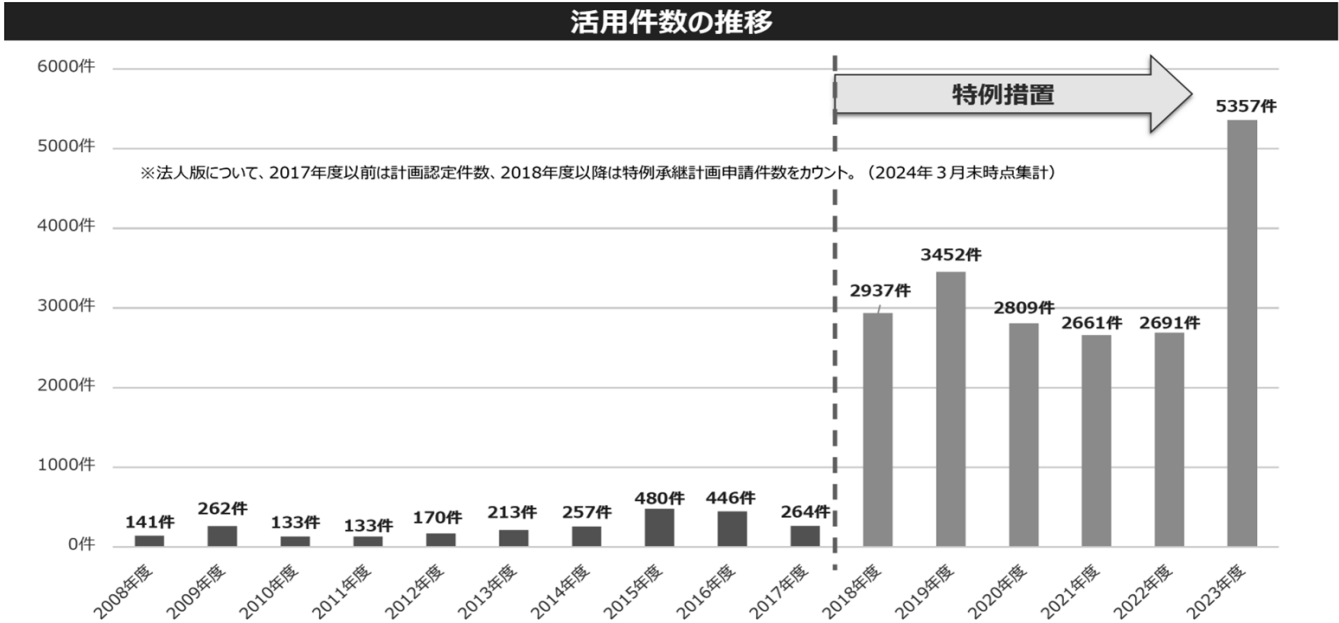
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

■資産課税

- (1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。
 - (3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。
 - (4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- （注）上記(3)及び(4)の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用。



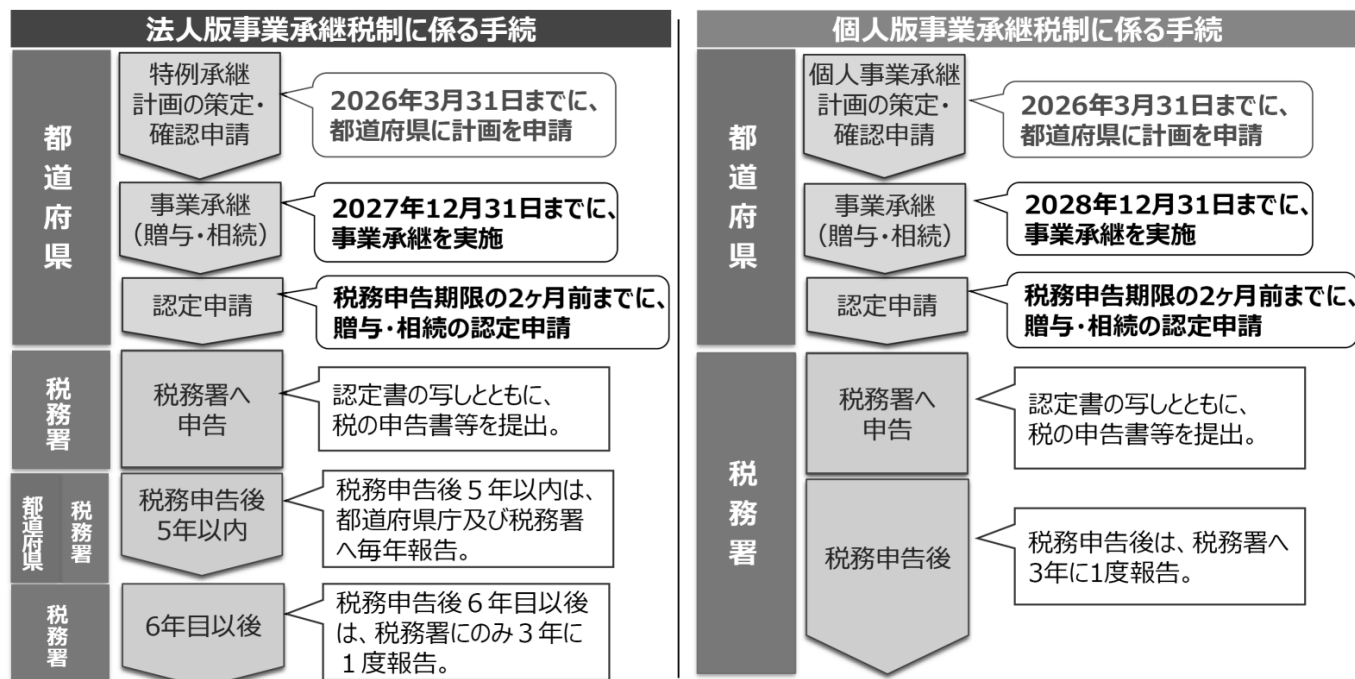
(参考) 法人版事業承継税制の活用状況



（出典：中小企業庁「法人版事業承継税制（特例措置）活用事例（2024年5月公表）」より）

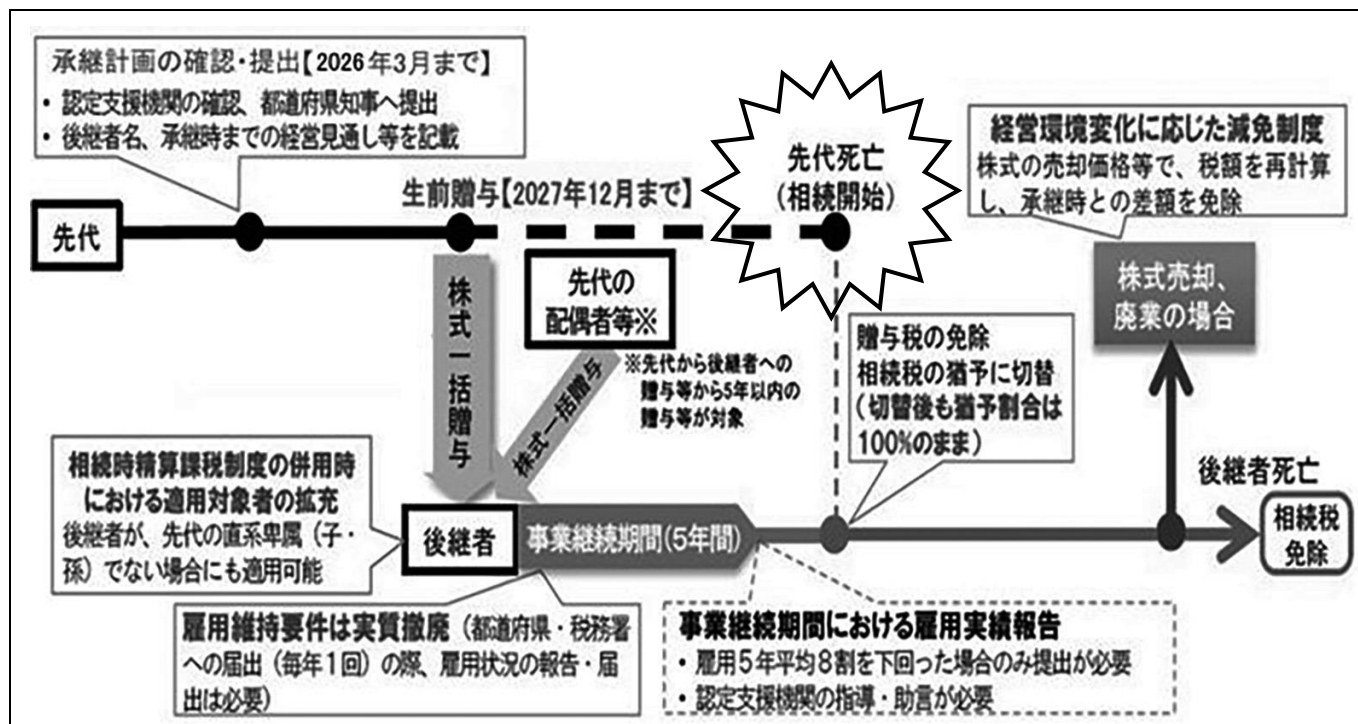
(参考) 事業承継税制活用の手続き

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、2026 年 3 月末までに特例承継計画を申請し、2027 年 12 月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、2026 年 3 月末までに個人事業承継計画を申請し、2028 年 12 月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（宥恕規定あり。）



（出典：経済産業省「令和7年度（2025年度）経済産業関係税制改正について」（2024.12）より）

事業承継税制（特例措置）を活用した自社株式の承継のモデルケース



■その他

1. 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、現行の次に掲げる書類（以下「控除証明書」という。）の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該控除証明書の提示又は提出を求めることができるとし、求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければならない。

- ① 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ② 生命保険料控除の証明書
- ③ 地震保険料控除の証明書

（注）上記の改正は、令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用。

2. 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（現行：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととするほか、当該源泉徴収票の記載事項について所要の見直しを行う。

（注）上記の改正は、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用。

2. 保険税務と周辺知識の最新動向

暦年課税と相続時精算課税の比較（令和6年1月1日施行分）

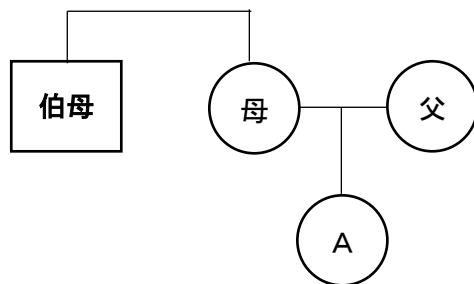
	暦年課税（相法 21）	相続時精算課税（相法 21 の 9）
贈与者	制限なし	親、祖父母
受贈者	制限なし	子、孫
贈与者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 60歳以上
受贈者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 18歳以上
控除額	年間110万円の基礎控除額	累計で2,500万円の特別控除額 ↓ <u>＋ 年間110万円の基礎控除額</u>
控除額を超えた場合の 贈与税額	超過累進税率（10～55%）	一律20%
贈与税の申告	110万円を超えたら申告	金額に関わらず、贈与税申告書を提出 ↓ <u>年間110万円の基礎控除あり</u>
相続時の財産に加算	相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産 ↓ 相続開始前 <u>7年以内</u> に 贈与を受けた財産 <u>※延長された4年間の贈与について は、総額100万円まで加算しない</u>	制度適用後の贈与財産 ↓ <u>年間110万円の基礎控除あり</u>
贈与財産の加算額	贈与時の評価額（相続税評価額）	贈与時の評価額（相続税評価額） ↓ <u>一定の土地又は建物で、災害により一 定の被害を受けた場合には、相続税額 の計算において評価額を再計算できる</u>
相続税＜贈与税の場合	差額分は還付されない	差額分は還付される
贈与財産からの債務控除	不可	可
物納	可	不可
その他		選択届出書の提出が必要。 （基礎控除額以下でも） 一度選択すると暦年課税には戻れない

①生命保険契約の権利は、みなし相続財産となる場合と本来の相続財産になる場合があるのか？

《ポイント》

遺産分割の対象となるのかどうか？

伯母（母の姉）が亡くなった。
未婚で子はなく、両親はすでに死亡。
伯母が保険料負担者である生命保険契約が2件。



契約① 契約者・被保険者＝A

契約② 契約者＝伯母、被保険者＝A

②契約者が子供である契約の一時払保険料相当額を父親の口座から子供の口座に振り込み、子供の口座から保険料が支払われると、一時払保険料が父親から子供への贈与となるか？

《ポイント》

保険料負担者はだれなのか

③契約者（保険料負担者）が父親、年金受取人が子供という個人年金保険契約で、年金が開始すると年金受給権が贈与税の課税対象となるが、この場合、贈与契約書は必要か？

《ポイント》

民法上の贈与か税法上のみなし贈与か

民法上の贈与とは？

●贈与は「契約」です

贈与者と受贈者の間で、贈与するもしくは受贈するという意思の合致がある贈与

民法第549条（贈与）

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

したがって、親が自分の預金からお金を引き出して子供名義の預金口座に振り込んだとしても民法の解釈からすれば有効な契約が成立していない（当事者間における意思の合致がない）ことになるので、贈与は成立しないことになる。

その結果、子供名義の口座に振り込まれた金銭は親の『**名義預金**』ということになる。

当事者間における意思の合致の証拠書類としては、贈与契約書の存在が重要となる。

贈与課税の認定において、贈与契約書があれば贈与が成立していることの有力な証拠となることから、税務署も契約書の有無を確認する。

●書面によらない贈与はどうか？

口約束は取り消せる

民法第550条（書面によらない贈与の解除）

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

民法上、契約自体は、当事者が合意すれば口頭でも成立することになっているので、**契約書の作成が贈与契約の成立要件ではない**。

ただし、口頭での贈与は、本当に意思の合致があったのかについて後日争いが生じる可能性が高く、真偽の判断がし難いためこのような規定が設けられたと考えられている。

(税法上の) みなし贈与とは？

相続税法においては、私法上の原因により取得した財産ではないものの、その経済的効果が実質的に贈与を受けたものと同様な場合には、税負担の公平を図るために贈与税を課すとしており、相続税法第5条から第9条の5に限定列举されている。

●相続税法に規定するみなし贈与

第5条	生命保険契約に係る保険金
第6条	定期金給付契約に基づく定期金
第7条	低額譲渡
第8条	債務免除
第9条	無償又は著しく低い価額の支払いがあった場合
第9条の2	信託に関する権利

相続税法第5条（贈与により取得したものとみなす場合（生命保険金））

生命保険契約の保険事故（傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金（当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。）のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす。

（以下、省略）

※身体の障害に基因する保険金・給付金には贈与税はかからない。

みなし贈与においてもっとも重要な点は、**当事者間において意思の合致がなくても、一方が経済的利益を受けている場合には、課税されてしまうという点にある。**

税務調査で指摘されて初めて、みなし贈与に該当することを知ったというケースも少なくない。

さらにみなし贈与の厄介な点は、受贈者がそれを認識していないため、その対策を取りようもなく、また、後になって指摘されることが多いため、なす術もなく課税を受けるだけという点にある。

個人契約の生命保険契約税務の基礎知識

■生命保険金にかかる税金

	満期保険金		死亡保険金		
例	①	②	③	④	⑤
契約者 (保険料負担者)	夫	夫	夫	夫	夫
被保険者	夫	妻	妻	夫	妻
受取人	夫	妻	夫	妻	子
受取保険金に かかる税金	所得税	贈与税	所得税	相続税	贈与税

【ポイント１】「保険料負担者」はだれか？

例えば、収入のない「子供」や専業主婦である「妻」が契約者となっている生命保険

(●契約者＝妻
 ●被保険者＝妻
 ●保険金受取人＝子)
 という終身保険契約はどうか？

【ポイント２】生命保険の課税関係は、保険事故発生時に判断する！

保険料払込時点では、税金の問題は起きない。

名義変更時点では課税関係は生じない。

【ポイント３】被保険者ではない保険料負担者が亡くなった場合

- 「生命保険契約に関する権利」が相続税の課税対象に

生命保険契約に関する権利

【 相続税法第 3 条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合） 】

相法 3 ①三（生命保険契約に関する権利）

相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。）で、被相続人が保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

【例】 保険料負担者＝父、契約者＝被保険者＝子、保険金受取人＝子の妻

父が亡くなると、契約者である子供がこの生命保険契約の権利を父から相続により取得したものとみなされる。＜みなし相続財産＞

ところで、次の契約形態の場合だったらどうなるのか？

【例】 保険料負担者＝契約者＝父、被保険者＝子、保険金受取人＝父

この生命保険契約に関する権利は、被相続人である父の「**本来の相続財産**」となり、相続人またはその他の者が相続または遺贈により取得することになる。（相基通 3－36(1)）

●財産評価基本通達 214（生命保険契約に関する権利の評価）平成 15 年 12 月 10 日付改正により新設

相続開始の時ににおいて、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時ににおいて当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

（注）1 本項の「生命保険契約」とは、相続税法第 3 条（（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合））

第 1 項第 1 号に規定する生命保険契約をいい、当該生命保険契約には一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約は含まれないのであるから留意する。

2 被相続人が生命保険契約の契約者である場合において、当該生命保険契約の契約者に対する貸付金若しくは保険料の振替貸付に係る貸付金又は未払込保険料の額（いずれもその元利合計金額とする。）があるときは、当該契約者貸付金等の額について相続税法第 13 条（（債務控除））の適用があるのであるから留意する。

●相続税法基本通達 3－35（契約者が取得したものとみなされた生命保険契約に関する権利）

法第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、保険契約者が相続又は遺贈によって取得したものとみなされた部分の生命保険契約に関する権利は、そのみなされた時以後は当該契約者が自ら保険料を負担したものと様に取り扱うものとする。

【裁決事例】 保険料の負担者は誰か？ 相続税調査で生命保険契約の申告漏れを指摘

家族名義預金の一部は相続財産に当たらないと判断した事例（平 28.11.8 関裁（諸）平 28-16）

3 相続税の課税財産の認定／9 生命保険金等／1 生命保険金等（一部取消し）

〈争点〉

- （１）本件各付記理由は、行政手続法第 14 条第 1 項本文に規定する理由提示の要件を欠いているか否か。
- （２）本件各預貯金は相続財産であるか否か。
- （３）本件各生命保険契約等に関する権利は相続財産とみなされる財産であるか否か

〈事案の概要〉

本件は、原処分庁が、相続税の申告において課税価格に算入されていなかった被相続人の家族名義の各預貯金は相続財産であり、さらに、審査請求人らを契約者とする各生命保険契約等に関する権利は相続財産とみなされるとして各更正処分等を行ったのに対し、審査請求人らが、当該各更正処分等で相続財産と認定された各預貯金及び相続財産とみなされた各生命保険契約等に関する権利は、被相続人から贈与された資金などを原資としたものであり相続財産に当たらないなどとして、各更正処分等の全部の取消しを求めた事案である。

○ 請求人らは、原処分庁が相続税法第 3 条《相続又は遺贈により取得したとみなす場合》第 1 項第 3 号の規定により相続財産とみなされるとした、請求人らを契約者とする各生命保険契約等（本件各生命保険契約等）に関する権利について、本件各生命保険契約等に係る保険料（本件各保険料）は被相続人から贈与された資金等で支払ったものであり、本件各生命保険契約等に関する権利は相続財産とみなされる財産に該当しない旨主張する。しかしながら、①本件各保険料の一部については、その原資が被相続人口座からの口座振替あるいは本件相続に係る相続財産として申告されている被相続人の配偶者名義の預金から引き出された金員であると認められること、②請求人らに対する贈与の事実を裏付けるような事実は証拠資料からうかがうことができないこと、③請求人らは、本件各保険料が被相続人の負担によるものであったこと自体自認していることなどから、本件各保険料は、いずれも被相続人が負担したものと認められる。さらに、原処分庁所属の調査担当職員の調査において、請求人らは被相続人からの贈与はなかった旨申述していたことを併せ考慮すると、本件各保険料の支払に当たり保険料相当額の贈与を受けたとする請求人らの主張には理由がない。したがって、本件各保険料は被相続人が負担したものと認められ、本件各生命保険契約等に関する権利は同号の規定により相続財産とみなされる財産に該当する。

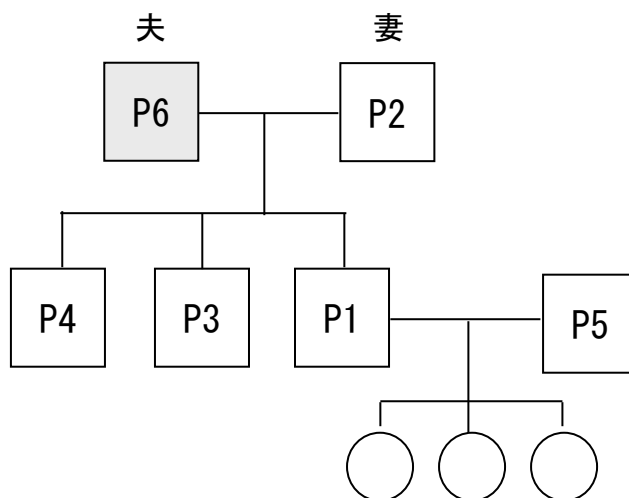
○ 原処分庁は、請求人が契約者である本件保険の保険料（本件保険料）の全部を被相続人が負担していると認められるから、本件保険に関する権利の全てが相続税法第 3 条《相続又は遺贈により取得したとみなす場合》第 1 項第 3 号の規定により相続財産とみなされる財産に該当する旨主張する。しかしながら、被相続人が本件保険料の全部を負担したとする証拠はなく、その一部については請求人が負担していると認められるから、本件保険に関する権利のうち請求人が保険料を負担したとする部分については、相続財産とみなされる財産には該当しない。

〈基礎事実および審査請求に至る経緯〉

- ・ P 6 平成 24 年 死亡
- ・ 平成 24 年 8 月 遺産分割協議が成立
- ・ 平成 26 年 8 月 税務調査
- ・ 平成 27 年 6 月 更正処分
- ・ 平成 27 年 8 月 異議申立て
- ・ 平成 27 年 10 月 棄却
- ・ 平成 27 年 11 月 審査請求

《生命保険および共済契約》

P 1 名義	17 件	} 計 31 件
P 2 名義	4 件	
P 3 名義	9 件	
P 5 名義	1 件	



●銀行口座からの現金引き出しと関係性をチェック！

申告漏れを指摘された預金等と生命保険契約に関する権利

	定期預金等	生命保険契約に関する権利	
P 2 (妻)	43,031,605 円 ※ 1	17,077,896 円	4 件
P 1 (子)		51,356,610 円	17 件
P 3 (子)		36,162,480 円 ※ 2	9 件
P 5 (子の妻)		一時払掛金 500 万円の終身共済	
合計金額	43,031,605 円	約 1 億 500 万円 + α	

※ 1 うち 5,736,584 円は、国税不服審判所は相続財産と認めなかった。

※ 2 保険料の一部は契約者である P 3 が負担していたとして、その対応分は相続税の課税対象とは認めず。

※ 3 P 1 は、平成 23 年 2 月 7 日に養老保険の満期保険金 2,002,648 円を受領。この契約の保険料負担者は被相続人であると推認され、満期保険金は贈与により取得したものとみなされ、相続税法第 19 条第 1 項の規定（相続開始前 3 年以内の贈与財産を相続税の課税価格に加算）により相続税の課税価格に加算。

相続人らの間で、平成 24 年 8 月 1 日に遺産分割協議が成立し、本件相続に係る相続財産のうち、別紙 3 記載の各預貯金及び出資金（合計 52,603,885 円）についてはいずれも請求人 P 2 が取得し、また、遺産分割協議書に記載漏れの財産があった場合、当該財産は全て請求人 P 2 が取得するものとされていた。

別表 被相続人等の各名義口座間での資金の流れ

	出 金					入 金				
	金融機関名	種 類	名 義	口座番号	金 額 (円)	金融機関名	種 類	名 義	口座番号	金 額 (円)
平成16年 1月5日		普通預金	被相続人		1,000,000		普通預金			500,000
		普通預金			1,000,000					
		定期預金			2,002,082		定期預金			10,000,000
		定期預金			5,003,200					
平成16年 4月19日		普通預金			5,000,000		普通預金			5,000,000
平成17年 8月24日		普通預金	被相続人		2,300,000		普通預金			5,000,000
		普通預金			2,700,000					
		普通貯金			1,000,000					
平成18年 7月4日		普通貯金	被相続人		1,000,000		普通預金			4,530,000
		普通預金	被相続人		2,000,000					
		普通預金			530,000					
		普通預金	被相続人		3,500,000		定期預金	被相続人		10,000,000
平成18年 8月30日		普通預金			14,500,000		定期預金			10,000,000
		普通預金	被相続人		2,000,000					
平成19年 9月19日		定期預金			5,011,497		定期預金			5,000,000
							普通預金			11,497
		定期預金			10,022,684		定期預金			10,000,000
							普通預金			22,684
		定期預金			10,022,684		定期預金			10,000,000
							普通預金			22,684
		定期預金			10,027,060		定期預金			10,000,000
							普通預金			27,060
平成20年 9月22日		定期預金			10,000,508		普通預金	被相続人		10,000,508
		定期預金			10,000,508		普通預金	被相続人		10,000,508
		定期預金			10,000,508		普通預金	被相続人		10,000,508
		定期預金			10,056,032		普通預金	被相続人		10,056,032
		定期預金			5,037,616		普通預金	被相続人		5,037,616
							普通預金	被相続人		10,000,000
							普通預金	被相続人		10,000,000
		普通預金	被相続人		55,000,000		普通預金			10,000,000
平成20年 9月24日							普通預金			5,000,000
							普通貯金	被相続人		10,000,000
平成20年 9月26日							普通貯金			10,000,000
		普通預金	被相続人		20,000,000		定期預金			5,000,000
							定期預金			5,000,000
							定期預金			5,000,000
							定期預金			5,000,000
平成25年 11月12日		定期預金			5,030,580		普通預金			5,030,580
平成25年 11月22日		定期預金			5,091,407					
		定期預金			5,091,364					
		定期預金			5,030,602		普通預金			25,274,577
		定期預金			5,030,602					
		定期預金			5,030,602					

■相続時精算課税制度の留意点

相続税法第 19 条 相続開始前 7 年以内に贈与があつた場合の相続税額

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前 7 年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（第 21 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4 の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産を除く。））に限る。以下この条及び第 51 条第 2 項において同じ。）（以下この項において「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前 3 年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第 15 条から前条までの規定を適用して算出した金額（加算対象贈与財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第 21 条の 8 の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもつて、その納付すべき相続税額とする。

贈与税が相続税の補完税としての役割を持つ意味においては、課税された贈与税は、贈与者の相続開始に係る相続税の課税上精算される必要があることになる。この制度は、その趣旨の下に設けられているものである。現行制度は、相続税の課税上精算すべき贈与税については相続開始前 7 年以内の受贈財産に係るものに限定されている。また、相続税の課税価格に加算された受贈財産に係る贈与税額が、加算後の課税価格を基礎として計算した相続税額を超える場合であっても、納付すべき相続税額が零になるのみで、既に課税された贈与税額が減額されることはない。

これらの制度は、通常「相続開始前 7 年以内の贈与財産加算及び贈与税額控除の制度」と呼ばれる。

●相続又は遺贈により財産を取得した者の意義

相続開始前 7 年以内の贈与財産加算制度の適用を受ける者は、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者に限られる。つまり、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた者は、この制度の適用がないのであるが、相続時精算課税適用者については、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合でも、法第 21 条の 16 第 1 項の規定により、相続時精算課税の適用を受ける財産を相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、この制度の適用があることになる。

なお、「相続又は遺贈により財産を取得した者」には、相続又は遺贈により財産を取得したものとみなされる者も含まれる。したがって、例えば相続を放棄した者又は相続権を失つた者が被相続人を被保険者及び保険料の負担者とする生命保険契約に基づく生命保険金を取得した場合には、それらの者もこれに含まれる（相基通 19-3）。

また、相続又は遺贈により財産を取得した者には、次に掲げるような者もこれに含まれる。

- ① 相続又は遺贈により取得した財産の価額より負担した被相続人の債務の金額が大きいことにより相続税の課税価格（贈与財産加算前のもの）が零である者

なお、この者については、その債務控除しきれない金額を相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額から控除することはできないので（相基通 19-5）、その加算された贈与財産のみが相続税の課税対象となる。

- ② 相続又は遺贈により相続税の非課税財産のみを取得した者

（問１－２）相続時精算課税適用者が特定贈与者から暦年課税及び相続時精算課税に係る贈与を受けていた場合の相続税の課税価格に加算される金額

国税庁資産課税課は「資産課税課情報第 12 号・令和 6 年 7 月 2 日」により、相続開始前 7 年以内に贈与があった場合の相続税額関係及び相続時精算課税関係を中心に質疑応答事例を取りまとめ、公表している。その中から、（問 1－2）相続時精算課税適用者が特定贈与者から暦年課税及び相続時精算課税に係る贈与を受けていた場合の相続税の課税価格に加算される金額を紹介する。

（問）子 X は、父である甲からの贈与により次のとおり財産を取得していたところ、令和 14 年 3 月 15 日に甲が死亡した。この場合において、これらの財産につき甲の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額はいくらか。

なお、X は、甲から相続又は遺贈により財産を取得していない。

【贈与財産の内訳】

	贈与日	贈与税の課税方式	贈与時の価額
①	令和 7 年 1 月 20 日	暦年課税	100 万円
②	令和 7 年 6 月 12 日	暦年課税	200 万円
③	令和 11 年 2 月 1 日	暦年課税	250 万円
④	令和 11 年 4 月 7 日	暦年課税	150 万円
⑤	令和 12 年 3 月 31 日	相続時精算課税	110 万円

（注）甲以外の者から贈与により取得した財産はない。

（答）相続税の課税価格に加算される金額は、500 万円となる。

（解説）

- 1 相続又は遺贈により財産を取得した者は、被相続人から加算対象贈与財産を取得している場合には、その加算対象贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされている（相法 19①）。
- 2 そして、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、当該特定贈与者の死亡に係る相続税の計算上、相続又は遺贈により取得したものとみなされることから、上記の「相続又は遺贈により財産を取得した者」には、当該相続時精算課税適用者も含まれることとなる（相法 21 の 16①）。
- 3 また、令和 6 年 1 月 1 日以後に特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産については、当該財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除の額を控除した残額が当該特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入されることとなる（相法 21 の 15①、21 の 16③、改正法附則 19①）。
- 4 問の事例のように、相続時精算課税適用者が特定贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合で、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産（⑤の財産）の価額が相続時精算課税に係る基礎控除の額を超えないときは、当該特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額はない（零となる）こととなる。

しかし、この場合においても、加算対象期間のうち相続時精算課税の適用を受ける年分の前において、当

該特定贈与者から暦年課税に係る贈与により取得した財産（②から④までの財産）があるときは、相続税法第 19 条第 1 項の規定の適用があり、その財産の価額は相続税の課税価格に加算されることとなる。

5 したがって、問の事例では、甲の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額は、次の算式により計算した金額となる。

(1) 相続時精算課税の適用を受ける財産の価額

(⑤の価額) (基礎控除額)

$$110 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$$

(2) 暦年課税に係る贈与により取得した財産（加算対象贈与財産）の価額

(②の価額) (③の価額) (100 万円控除) (④の価額)

$$(200 \text{ 万円} + 250 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) + 150 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$$

※ 1 ①の財産は、加算対象期間（令和 7 年 3 月 15 日から令和 14 年 3 月 15 日までの間）内の贈与により取得した財産でないため、相続税の課税価格に加算されない。

※ 2 ②及び③の財産は、相続の開始前 3 年以内に取得した財産以外の財産に該当することから、これらの財産の価額の合計額から 100 万円控除をした残額が加算される（相法 19①）。

●相基通 19－11（相続時精算課税適用者に対する法第 19 条第 1 項の規定の適用）

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産については法第 19 条第 1 項の規定の適用はないが、当該特定贈与者の相続に係る加算対象期間内で、かつ、相続時精算課税の適用を受ける年分前に当該相続時精算課税適用者が、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した財産（年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を含む。）については、同項の規定により当該財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなることに留意する。

また、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者であっても、その者が当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から加算対象期間内に贈与により取得した財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）がある場合においては、その者については、同項の規定の適用があることに留意する。（平 15 課資 2－1 追加、令 5 課資 2－21 改正）

（注）当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産について、法第 21 条の 16 第 3 項第 2 号の規定の適用により相続税の課税価格に算入する金額がない場合においても、当該被相続人から加算対象期間内に贈与により取得した財産（相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。）があるときは、当該相続時精算課税適用者については、法第 19 条第 1 項の規定の適用があることに留意する。

保険金を支払通知日の属する事業年度の収益に計上した請求人の会計処理を正当と判断した裁決事例（令和6年2月26日裁決）

●死亡保険金の益金算入時期

被保険者である役員などが死亡した場合、会社が受け取る生命保険金の益金算入時期はいつにすればよいのだろうか。よく出る疑問である。

一般的に考えられる処理は、

- ①保険事故が発生したとき
- ②保険会社から保険金支払いの通知を受けたとき
- ③実際に保険金の支払いを受けたとき

の3通りである。

税務では、②の保険会社から支払い通知を受けた時点で益金に計上すればよい、と一般にされている。

つまり、実際に受け取るべき保険金額が確定したときに、益金に算入すればよいというわけである。ただし、支払通知を遅らせるような操作が行われれば、この限りではないことは当然のことである。

（「令和6年版 保険税務のすべて」より）

《裁決のポイント》

本事例は、請求人の前代表者を被保険者とした生命保険契約に係る保険金の額について、当該保険金の支払通知日の属する事業年度の雑収入に計上した請求人の会計処理は、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に即したものであるから、法人税法上も正当なものとして是認すべきと判断したものである。

《要 旨》

原処分庁は、請求人の前代表者を被保険者とした生命保険契約において、前代表者の死因は当該保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しないことからすると、請求人は、前代表者の死亡日において、当該保険金に係る保険金請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえるから、請求人が受領した死亡保険金（本件保険金）の額は、前代表者の死亡日の属する事業年度の益金の額に算入すべきである旨主張する。

しかしながら、本件保険金は、保険会社の確認調査等の結果次第では支払われないこともあり得たこと、請求人が恣意的に本件保険金の額の収益計上時期を繰り延べようと企図した事実は認められないことを踏まえれば、本件保険金の額を支払通知日の属する事業年度の雑収入に計上した請求人の会計処理は、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものであり、法人税法上も正当なものとして是認すべきと認められる。

■基礎事実

- イ 請求人は、建築、土木工事請負業等を目的として設立された法人である。
- なお、請求人の代表取締役は、令和3年12月〇日までE（以下「本件前代表者」という。）が務めていたが、同日に死亡により退任し、同月〇日にBが就任した。
- ロ 請求人は、F社及びG社との間で、保険契約者を請求人、被保険者を本件前代表者、死亡保険金の受取人を請求人とし、別表1の「保険契約の内容」欄の各項目を契約内容とする順号1から5までの各生命保険契約を締結した。
-（一部省略）.....
- ニ 前代表者は令和3年12月〇日に病院において死亡し、同病院は、同日、同人の直接死因を「〇〇〇〇」、死因の種類を「病死及び自然死」と診断した。
- ホ 請求人は、別表1の順号1から4までの各生命保険契約について、F社に対して、令和4年3月8日付で、必要書類を提出して保険金の請求を行った。
- また、請求人は、別表1の順号5の生命保険契約について、G社に対して、令和4年5月31日付で、必要書類を提出して保険金の請求を行った。
- ヘ 請求人は、別表1の順号1から4までの各生命保険契約について、F社から、いずれも令和4年3月16日付の「お支払のご案内」と題する各書面を受領し、また、別表1の順号5の生命保険契約について、G社から、同年6月6日付の「お支払明細書」と題する書面を受領した。
- 当該各書面には、別表1の「支払金額」欄の各金額を令和4年3月17日付で支払手続を行う旨又は同年6月8日に支払う旨が記載されていた。
- ト 令和4年3月17日及び同年6月8日に、上記への各書面に記載された別表1の「支払金額」欄の各金額が、請求人名義の銀行口座に入金され、請求人は、それぞれ同日付で、同入金額について保険積立金等を差し引いた金額を雑収入に計上した。

（別表1）各保険契約

順号	保険会社	保険契約の内容			支払金額
		契約日	主契約・特約	保険金額	
1	F 社	H25. 6. 25	主契約	100, 000, 000 円	内 100, 000, 000 円 101, 813, 400 円
2		H28. 10. 3	主契約	500, 000 円	内 50, 500, 000 円
			特約	50, 000, 000 円	52, 662, 356 円
3		H29. 11. 10	主契約	200, 000 円	内 10, 200, 000 円
			特約	10, 000, 000 円	13, 333, 716 円
4		R2. 7. 1	主契約	(注 2)	内 5, 623, 200 円 6, 199, 200 円
5	G 社	H23. 4. 1	主契約	64, 300, 000 円	内 64, 300, 000 円

- （注）1 「保険金額」欄は死亡保険金に係る金額である。
- 2 月払保険料（普通保険料率）×被保険者が死亡したときまでの経過月数（端数切上げ）（契約日から7年の間に死亡した場合）
- 3 「支払金額」欄は未経過保険料等を含んだ金額であり、内書は死亡保険金に係る金額（各保険金の額）である。

■審判所の判断

原処分庁の主張	審判所の判断
各保険金の額は、以下の理由から、本件前代表者の死亡日である令和3年12月〇日において収入すべき権利が確定したといえるから、請求人の令和3年12月期の益金の額に算入される。 イ 法人税法第22条第2項及び第4項の解釈からすると、<u>各請求権が確定したと認められるか否かは、請求人が令和3年中に本件各保険金の額を請求することができたか否かではなく、各請求権の発生及び実現の可能性を認識できたか否かで判断すべきである。</u> 前代表者は令和3年12月〇日に死亡し、同日において死因が「病死又は自然死」と診断されているところ、これは各保険契約に係る保険金の支払事由に該当するとともに、免責事由のいずれにも該当しない。 そうすると、請求人においては、前代表者の死亡の事実及び各保険契約に基づいて、保険金を請求することができる状態が整っており、前代表者の死亡日から各請求権の実現可能性を客観的に認識でき、その行使が可能となったといえる。 また、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待って収益に計上するなどの会計処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するとはいえないことに照らすと、<u>前代表者の死亡日に収入すべき金額が確定した各保険金の額を、支払通知を待って益金の額に算入することは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するとは認め難い。</u> さらに、法人税法第22条の2第4項及び法人税基本通達2-1-1の10《資産の引渡しの時の価額等の通則》に照らせば、本件各保険金の額が確定していることは、権利の確定の要件とはならない。	本件前代表者の死亡診断書に記載された死因の種類が「病死及び自然死」のみであり、その記載上、直ちには免責事由の存在を疑わせる記載がないとしても、本件各保険会社の上記検討の結果次第では、本件各保険契約に基づく保険金が支払われないこともあり得たといえる。確かに、保険契約上の支払事由が生じ、免責事由に該当しないことが見込まれる場合に、死亡日に収益計上する会計処理も法人税法上正当なものとしては是認され得る。 しかしながら、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理も、取引の経済的実態からみて合理的な収益計上の基準に則したものと認められ、法人税法上も正当なものとしては是認すべきである以上、原処分庁の主張は採用できない。 請求人が行った本件各保険契約に基づく保険金の請求手続が特段遅延したとは認められず、前代表者の死亡時点から本件各保険会社に対する保険金の請求時点の間には、不自然又は不相当な間隔があるとはいえない。そうすると、請求人が、恣意的に本件各保険金の額の収益計上時期を令和4年12月期に繰り延べようとしていたとは認められない。 したがって、この点に関する原処分庁の主張には理由がない。
ロ 法人税法第22条の2第2項は従来の取扱いを明確化したものであり、権利の確定に関する解釈を変更したものではないから、上記イの主張に誤りはないし、本件各保険金の額を令和3年12月期の益金の額に算入すべきことは、法人税基本通達9-3-4《養老保険に係る保険料》の(1)及び所得税基本通達36-13《一時所得の総収入金額の収入すべき時期》といった他の法令解釈通達の定めとも整合するものである。 ハ 死亡退職金の支払は、死亡保険金の使途であって、その支払に基因して死亡保険金が支払われるものではないから、これらが費用・収益として対応していないことをもって、費用収益対応の原則違反の問題が生じるものではない。	法人税基本通達9-3-4の(1)は、保険契約が終了する時までは養老保険に係る支払保険料の額を資産に計上する旨の取扱いを定めたものであって、本件各保険金の額を令和3年12月期の益金に算入すべきことの根拠とはならない。 また、所得税基本通達36-13との関係でみると、上記ハの判断は、本件各保険金の額を令和4年12月期の雑収入等に計上した請求人の会計処理が法人税法上も是認すべきことを判断したものであって、そのような判断により、直ちに所得税基本通達36-13との間に矛盾が生じるともいえない。 したがって、この点に関する原処分庁の主張にも理由がない。

■経緯

法人	代表取締役 死亡 R 3. 12. × 同月 ○日に新代表取締役が就任	
保険会社の対応	F 社	G 社
	R 3. 12. 21 保険金請求書類について電話連絡 R 4. 1. 7 請求書類の発送手続き	不明
法人	R 4. 3. 8 付 保険金を請求 R 4. 3. 16 付 支払案内書を受領 R 4. 3. 17 保険金の入金 資産計上額との差額を雑収入	R 4. 5. 31 付 保険金を請求 R 4. 6. 6 付 支払明細書を受領 R 4. 6. 8 保険金の入金 資産計上額との差額を雑収入
決算処理	R 4. 12 月期の決算において約 2. 3 億円を益金計上	
税務署	R 4. 12. 16 R 3. 12 月期の益金に算入すべきとして更正処分等	

法人税法第 22 条第 2 項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする旨規定し、同条第 4 項は、同条第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨規定している。

法人税法第 22 条第 2 項及び第 4 項の規定からすれば、ある収益をどの事業年度に計上すべきかは、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきであり、これによれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものと解される。

もっとも、法人税法第 22 条第 4 項は、現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当であるとの見地から、収益を一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計上すべきものと定めたものと解されるから、権利の確定時期に関する会計処理を、法律上どの時点で権利の行使が可能となるかという基準を唯一の基準としてしなければならないとするのは相当でなく、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、その基準によって収益を計上している場合には、法人税法上もその会計処理を正当なものとして是認すべきである。

本件各保険金の額が令和 3 年 12 月期の益金の額に算入されるか否かについては、各保険金の額を入金日の日付でそれぞれ雑収入等に計上する会計処理、すなわち、保険会社からの支払通知日の属する決算期の収益として計上するという請求人の会計処理が、取引の経済的実態からみて合理的なものであり、法人税法上正当なものとして是認されるか否かによることになる。

■通達にない法人契約の養老保険・個人年金保険への注意喚起

令和6年6月24日

法人が契約する養老保険・個人年金保険の税務取扱いについて

当研究会の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標題の件につき、下記のとおり国税庁から見解をいただいております。

各社におかれては、下記以外の種類の契約について独自の解釈を行うことは厳に慎んでいただくとともに、モラルリスクを助長するような受取人変更を前提として保険募集が行われないよう、実務担当者にご連携のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、受取人変更等は将来に向かって効力が生じる手続であり、契約当事者である保険会社の同意を得ずに当該意思表示の効果を遡らせることはできないと考えられます。

あわせて、当文書に関連する事例については、業務企画部会において、「趣旨逸脱募集等の懸念事例」として共有しております。

記

- ・ 法人税基本通達9-3-4は法人が契約する養老保険に係る保険料の取扱いを定めた規定である。
- ・ また、法人税個別通達「法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて」（平成2年5月30日）は個人年金保険について税務上の取扱いを明確化している。
- ・ ただし、いずれの規定も
 1. 死亡保険金または死亡給付金及び生存保険金または年金の受取人が当該法人である場合
 2. 死亡保険金または死亡給付金及び生存保険金または年金の受取人が当該被保険者またはその遺族である場合
 3. 死亡保険金または死亡給付金の受取人が当該被保険者の遺族で、生存保険金または年金の受取人が当該法人である場合を定めているものであり、上記以外の受取人類型については国税庁として規定していないが、これはモラルリスクの関係等もあり、従前、生命保険業界において、販売しないものとされてきたことによると理解している。
- ・ 例えば、国税庁の規定では、上記3.において養老保険の支払保険料の1/2が損金算入できるとしているが、これは典型的な養老保険契約における積立保険料と危険保険料の額等が勘案された結果であり、上記以外の種類の契約について独自の解釈により通達を類推適用することや、受取人変更を権利の売買とみなして処理することなどは認められないものと認識している。
- ・ 上記以外の種類の契約についての税務上の取扱いは、その契約を締結する目的等にもよるが、法人が支払った保険料は資産計上されることが考えられる。また、生存保険金又は年金を受け取る役員等からすれば、受け取ることが確定した金額に相当する額は、給与所得として課税されることが考えられる。いずれにしても、個別の税務処理が明らかでない場合については、保険契約者の所轄税務署等に確認を求めるといった対応を要することに留意する。

以 上

■個人契約の減額の税務上の取扱い

【国税庁質疑応答】一時払養老保険の保険金額を減額した場合における清算金等に係る一時所得の金額の計算

【照会要旨】

次の事例のように一時払養老保険の保険金額を減額した場合には、減額した保険金額に対応する清算金が支払われることとなりますが、この場合に一時所得の収入金額から控除する「その収入を得るために支出した金額」は、次のいずれによりますか。

A 案：既払保険料のうち清算金の金額に達するまでの金額

B 案：次の算式により計算した金額

$$\text{既払保険料} \times \frac{\text{減額部分の保険金額}}{\text{減額前の保険金額}}$$

【事例】

1. 保険種類：一時払養老保険(10 年満期)
2. 保険金額：5,000 万円
3. 保険料：3,000 万円
4. 清算金等の支払状況
 - ① 2 年目（保険金 2,800 万円を減額）：清算金 1,600 万円
 - ② 7 年目（保険金 1,700 万円を減額）：清算金 1,300 万円
 - ③ 満期：満期保険金 500 万円（他に配当金 5 万円）

【回答要旨】

A 案によります。

生命保険契約に基づく一時金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、所得税法施行令第 183 条第 2 項に規定されており、この場合の収入を得るために「支出した金額」とは、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額とされています。

この規定は、保険金額の減額により支払われる清算金に係る一時所得の計算について明定したものではありませんが、次の理由から A 案によるのが相当と考えられます。

- ① 一時所得は、臨時・偶発的な所得であることから、B 案のような継続的に収入があることを前提としたあん分方式は、その所得計算に馴染まないと考えられること。
- ② 生存給付金付養老保険や生命保険契約の転換により責任準備金を取り崩された場合には、次のように既払保険料のうち一時金の金額に達するまでの金額を支出した金額に算入することとしており、本件においても異なる取扱いをする特段の理由はないこと。
 - イ 生存給付金付養老保険(満期前に生存給付金が複数回支払われる養老保険)においては、その保険金から控除する金額は先取方式(払込保険料の額を給付の早いものから順次配分するという考え方)により取り扱っています。
 - ロ 保険契約の転換時に、契約者に対する貸付金が責任準備金をもって清算された場合には、保険契約者は、転換前契約に係る保険金支払のための資金である責任準備金の取崩しを受けて借入金を返済したことになる(生命保険契約の一部解約によって解約返戻金の支払を受けたと同様に考えられる)から、一時所得の金額の計算上収入金額から控除する保険料の額は、既払保険料のうち収入金額(貸付金の額)に達するまでの金額に相当する金額と取り扱っています(昭 53 直資 2-36)。

【関係法令通達】

所得税法施行令第 183 条、昭 53 直資 2-36「契約転換制度の所得税法及び相続税法上の取扱いについて」